

出向先で相次ぐ勤務指定ミス！

約2年間も規則・制限を超える勤務指定発覚！

**CMC(セントラルメンテナンス)
出向組合員12名(退職者含)
に対し追給で事後処理
休日労働の割増賃金で精算！**

10月9日、会社から、セントラルメンテナンス(株)へ出向している組合員12名の労働時間が、就業規則の制限を超えて指定されていたことが明らかにされました。本部及び関係地本に電話で説明があり、原因は出向先企業の勤務チェック体制の不備、ハード面でもカバーできなかったことにあるとし、今後は、勤務管理システムの導入によりチェック体制を見直すと対策が明らかにされました。

また、勤務・事務手続き上の処置については、2年間に限り遡り、休日労働の割増賃金で精算することが明らかにされました。なんと金額にして、一人5万円から約32万円にもなるということです。

このようなミスは、今回だけではありません。なぜ繰り返されるのでしょうか。「出向先の責任」と言って済まされる問題ではありませんし、休日をあらためて指定し、それを買上げたからそれで良いというものでもありません。

既に退職してしまった組合員や、2年間しか遡らない問題、出向先は労働条件が厳しいので休日を増やして欲しいと要求していたことなども全く検討していなかったこととなります。JR東海の「原則出向」制度です。しっかり責任を持つべきです！出向先労働条件もチェックしましょう。

こんな無責任が許されるのか！

電話一本で労働組合に説明！「責任は出向先企業にある」と！